

平成20年度事業計画書

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

(財)日本容器包装リサイクル協会

財団法人日本容器包装リサイクル協会は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下、「容リ法」という。)に係る基本方針及び政省令並びに再商品化業務を取り巻く経済社会の環境変化等を踏まえ、指定法人として取り組むべき事項について適時・適切に対応する。平成20年度は前年度に引き続き、ガラスびん3種類(無色、茶色、その他色)、PETボトル、紙パック・段ボールを除く紙製容器包装、及びPETボトルを除くプラスチック製容器包装の再商品化について、下記の再商品化業務及び関連する諸事業を行う。

記

1. 容リ法に基づく分別基準適合物の再商品化業務

(1) 分別基準適合物の再商品化業務の実施

再商品化業務規程に則り、再商品化の義務を負う特定事業者等からの委託を受け、次に掲げる20年度における“特定分別基準適合物ごとの再商品化実施委託単価”等に基づいて、特定事業者等から再商品化委託料金を徴収し、市町村において収集された特定分別基準適合物を再商品化事業者(再生処理事業者及び運搬事業者)に委託して再商品化を行う。

ア. 特定分別基準適合物ごとの再商品化実施委託単価

| | |
|-------------|------------|
| 無色ガラスびん | 3,300円/トン |
| 茶色ガラスびん | 4,900円/トン |
| その他色ガラスびん | 6,700円/トン |
| PETボトル | 1,800円/トン |
| 紙製容器包装 | 15,500円/トン |
| プラスチック製容器包装 | 75,100円/トン |

イ. 再商品化しようとする当該特定分別基準適合物の市町村別の量

各市町村分別収集計画に定められた20年度の特定分別基準適合物ごとの分別収集見込量のうち、再商品化業務に関して当該市町村との間で引き取りを約した量。

(2) 再商品化の実施に伴う個別事項への対応

再商品化コストの適正化と一層の低減

再商品化業務の実施にあたって、再商品化コストの適正化と一層の低減に向けた取り組みを強化する。とりわけ、特定分別基準適合物の中で、量・費用とも圧倒的なシェアを占めるプラスチック製容器包装の再商品化については、国の「再商品化手法検討会」の取りまとめに基づき、合理的・効率的な運用を図る。また、今後の再商品化スキームのあり方についての検討を行う。

市町村収集物の品質調査の厳格実施と的確な改善アプローチ

市町村から引き取る分別収集物の一層の品質改善を図る。特に、プラスチック製容器包装に関しては、ベール品質調査の厳格な実施に努め、品質に問題のある市町村に対しては、具体的な改善計画の策定と実施等、品質改善アプローチの働きかけを一層強める。

再商品化事業者の登録審査の厳格化

再商品化事業者の登録にあたっては、適正な再商品化が実施されるよう再生処理施設の整備状況、再商品化製品の規格値、販売能力や財政的基礎など、登録資格要件の審査をより一層厳格化する。

入札選定の厳格実施

再商品化事業者の施設能力、再商品化製品の品質、販売能力や経営管理能力を適切に評価して落札可能量を設定し、公平・公正な入札選定を実施する。

再商品化事業者による再商品化の適正な実施のフォロー

再商品化の実施に当たっては、再商品化事業者に設備稼働状況、製品の販売、市町村からの引取り物・仕掛品・製品の在庫、残渣処分等に関して、当協会指定の書式による報告書の定期的提出を実行させるとともに、再商品化が確実かつ適正に実施されるよう、立ち入り検査等（再商品化製品利用先を含む）を実施していく。

ただ乗り事業者対策への積極的な対応

ただ乗り事業者対策は、主務省庁との緊密な連携のもとで積極的な対応を図る。義務を履行しないただ乗り事業者には、事業者間の公平性を確保する観点から法律の施行時点に遡って義務を履行させるよう、主務省庁の指導・監督に必要な情報提供を行っていく。また、当協会の独自調査に基づいて、義務不履行と思われる事業者へのアプローチを継続する。

PETボトル有償入札に伴う再商品化委託収入の管理と市町村等への拠出

PETボトル再商品化委託における有償化の進展に伴い、対象再商品化事業者に関する与信管理に努めると共に、再商品化委託収入については引き続き、市町村等に対し引き取り量及び落札再商品化委託価格に応じて拠出を実施する。

改正容リ法に基づく「市町村への資金拠出制度」の円滑な実施に向けた準備

改正容リ法第10条の2に基づいて20年度から導入される「市町村への資金拠出制度（資金拠出が始まるのは21年度から）を円滑に実施するため、必要な準備を行う。

不正防止及び情報セキュリティ対策の強化

再商品化事業の実施に係る不正防止について、再商品化事業者の参入段階での入札登録資格要件審査の厳格実施、再商品化段階での日報・月報等の操業記録の提出、再商品化製品の販売段階での販売先への立ち入り検査、再商品化事業者に対する措置規程の厳正実施

等を継続する。また、業務管理面での事故防止、とりわけ19年度下期から導入した情報漏洩防止に的を絞った情報セキュリティシステムの強化により、事務局の情報セキュリティ対策を一元的に管理する。

2．容器包装廃棄物の再商品化に関する普及啓発

(1) 各主体との連携、諸会議・説明会の開催等

自治体・事業者団体・消費者団体等との連携を密にし、各主体が主催する諸会合への協会役職員の講師派遣等を通じて、改正容リ法に基づく主要事項（排出抑制の促進、市町村への拠出金制度、PETボトル等容器包装廃棄物の市町村等から当協会への円滑な引渡し、ただ乗り事業者対策等）について周知を図る。

理事会・評議員会、事業委員会をはじめ市町村説明会、商工会議所・商工会県連等に対する説明会、再商品化登録希望事業者説明会、再商品化に関する入札説明会、再商品化業務手続に関する説明会等、各種会議の開催を通じて再商品化の適正な実施に関する情報提供を行う。

再生処理事業者登録や再商品化委託申込受付については、官報に適宜掲載し、関係者をはじめ広く一般に向けて告知する。

(2) 普及啓発DVD・パンフレット等の作成・配布

分別収集物の品質向上や容器包装リサイクル等環境意識の向上を図るため、商工会議所・商工会、自治体や市民団体等に、それぞれの地域で開催するセミナー等種々のイベントで活用してもらうための普及啓発パンフレット・DVD等を作成・提供する。

3．容器包装廃棄物の再商品化に関する情報の収集・提供

(1) 積極的なメディア対応

新聞・テレビ・雑誌等マスメディアからの取材要請には積極的に対応し、容リ法に基づく諸施策や当協会が行う再商品化業務の目的や具体的内容等についての周知・広報に努める。

(2) 会報の発行

「日本容器包装リサイクル協会ニュース」を季刊発行し、賛助会員、特定事業者、自治体および関係業界等に対して、当協会の再商品化の実施状況や容リ法の解釈や運用に関する最新情報等を提供する。また、会報発行にあたり、外部編集委員からの意見・要望等を聴取し、受け手のニーズを反映したわかりやすい誌面作り等内容の充実を図る。

(3) ホームページの情報発信機能の高度化と有効活用

年間100万アクセスを超える当協会ホームページは19年度に全面リニューアルしたが、20年度は、利用者にとって、一層わかりやすい、使いやすいホームページづくりを目指し、情報発信機能の更なる高度化と有効活用を図っていく。同時に、関係方面からの要請に応えて、

再商品化義務履行者リスト、指定保管施設毎の落札単価の公表を継続するとともに、さらには、より一層の透明性を志向して、同意していただいた個別特定事業者について、その分別基準適合物ごとの委託料金を公表する等、情報提供ツールとして活用を図る。

(4) 各種イベントへの後援・協賛等

国や自治体が主催もしくは後援する容器包装リサイクルをはじめとする環境問題に関するリサイクルフェア等について、素材別のリサイクル推進協議会・促進協議会と連携しながら後援・協賛又は参加する。

4. 容器包装廃棄物の再商品化に関する内外関係機関等との連携

(1) 国内関係機関との交流・協力

再商品化の円滑な実施を図るため、主務省庁、分別収集の意向を有する市町村、清掃事業において全人口の9割をカバーし市町村の声を集約する(社)全国都市清掃会議等、国内関係機関との情報交換を行う。

素材別のリサイクル推進協議会・促進協議会との連携を密にし、必要に応じて再商品化技術の開発、再商品化製品の需要拡大等に関する調査事業を委託する。

(2) 外国関係機関との交流

外国のリサイクル関係諸機関との交流及び情報交換を適宜実施する。

5. 公益法人制度改革への対応

現在、国が進めている公益法人制度改革の流れに対応して、平成18年6月2日に公布された「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の平成20年12月1日の完全施行以降においても、当協会が、容リ法に基づく指定法人として行う再商品化業務に支障をきたさないよう、移行期間(平成20年12月1日以降、5年以内)中のできるだけ早い時期に、財団法人としての公益性認定を受けるための万全の準備を進める。

以 上